

令和4年2月吉日

お客さま 各位

F V ジャパン株式会社

『仙台赤十字病院アメニティカード』の終了と払戻しのお知らせ

平素は弊社のプリペイドカードをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社発行の『仙台赤十字病院アメニティカード』は令和4年1月31日の発行及びチャージ終了をもちまして、令和4年2月末に廃止する事となりました。

つきましては 令和4年2月より 病室TVや冷蔵庫及びランドリーは 別途ご案内する『パースジャパン社・新カード』で ご利用頂きますようお願い致します。

尚、仙台赤十字病院アメニティカードは令和4年2月末迄は弊社自販機で利用できますが令和4年3月1日以降はご利用できなくなります為、弊社カードをお持ちの方は『資金決済に関する法律20条第1項』に基づき下記の方法で 弊社カードの残高を払戻し致します。

記

1. **払戻の対象**；仙台赤十字病院の病室テレビや自動販売機等でご利用頂いていた
弊社（F V ジャパン社）発行の仙台赤十字病院アメニティカード

2. **お申出期間**；令和4年3月1日～令和4年5月31日
※期間内に申し出されない場合は本払戻し手続きから除斥され
払戻しができなくなる場合がありますので、ご注意願います。

3. **お申出方法** ※次のいずれかの手順にてお申出下さい。

①精算機での申出方法

上記の期間内に仙台赤十字病院の1階のカード精算機にて弊社発行の仙台赤十字病院ICカードの残高精算（払戻手続き）頂くことで申出と致します。

②郵送による申出方法

- 1) 上記のお申出期間内の平日10時～17時に下記の担当窓口までご連絡下さい。
- 2) 弊社より お申出用紙と切手を添えた返信用封筒をお送りします。
- 3) その用紙に必要事項をご記入の上、ICカードと一緒に下記担当窓口の渡辺宛に上記②の返信用封筒でご郵送して下さい。（令和4年5月31日の消印まで有効）

4. 払戻し方法

- ①お申出期間内に仙台赤十字病院の1階精算機で現金による払戻を致します。
- ②上記のお申出期間終了後、弊社審査の上、お申出用紙に記載頂いた宛先に郵便小為替でご郵送致します。尚、当該カード残高は10円単位に切上げて払戻致します。

5. **担当窓口**；FV ジャパン株式会社 事業企画管理部 カード担当 渡辺克己
住 所；〒170-6019 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 19階
電 話；090-8806-5965 ※受付時間 平日の10時～17時（土日。祝日は休み）

以 上